

一般社団法人 全国製菓衛生師養成施設協会定款

定款認証 平成 21 年 2 月 27 日
設立登記 平成 21 年 3 月 2 日
一部改正 平成 21 年 6 月 19 日
一部改正 平成 22 年 6 月 18 日
一部改正 平成 25 年 6 月 21 日
一部改正 平成 26 年 6 月 20 日
一部改正 令和元年 6 月 21 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協会は、一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区高輪 3 丁目 2 5 番 2 7 号に置く。

(目的)

第 3 条 本協会は、製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）の目的に基づき、製菓衛生師養成施設の内容充実と教育の振興を図るとともに、製菓技術の研鑽、並びに製菓技術者の資質の向上を努め、もって公衆衛生の向上並び増進に寄与することを目的とする。

(公告)

第 4 条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(事業)

第 5 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 製菓衛生師養成施設の管理運営及び施設の改善向上に関する事業
- (2) 製菓衛生師養成施設の教員及び学生・生徒の資質向上を目的とした研修会、講習会、コンクール等の開催
- (3) 製菓製パンに関する専門技術の発達の促進に関する調査 研究
- (4) 製菓衛生師養成教育の振興のための教科書、教材等の作成及び発行
- (5) 食育の普及啓蒙に関する事業
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 本協会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員

本協会の目的に賛同して入会した都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の設置者（法人にあっては、その代表者）又は製菓衛生師養成施設の設置者の承認を得た施設長とする。ただし、特段の事情がある場合は、当該設置者が指定する個人も可とする。尚、同一人が、複数の製菓衛生師養成施設の正会員を兼ねることはできない。

(2) 賛助会員

本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、製菓衛生師養成施設の設置者と連名で、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

3 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 製菓衛生師養成施設を廃止したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において第21条2項の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第 15 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 16 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 26 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 21 条 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行なうものとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 出席した理事、監事、および議長の氏名
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上及び出席した会長が、署名、押印しなければならない。

第 4 章 役員

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 15 人以内
 - (2) 監事 2 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また 2 人以内を副会長とし、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の選任については、正会員から別表に基づく地区別理事定数により総会において選任できるものとする。また会長推薦により若干名を総会において理事に選任することができるものとする。
- 3 理事のうち、同一の親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）が占める割合は、それぞれ理事総数の 3 分の 1 以下とする。
- 4 その他、理事及び監事の選任にかかる必要事項は、総会において別に定める。
- 5 会長、副会長は、理事の互選によりこれを定める。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

別表

地区別理事定数

地 区	都道府県名	理事定数
北 海 道	北海道	1
東 北	青森、岩手、宮城、山形、秋田、 福島	1
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、新潟、山梨、長野	2
東海北陸	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、 三重	2
近 畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	3
中国四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知	1
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄	2
計		12

(職務)

第 26 条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、職務を執行する。
- 4 会長および副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は行政庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第 3 章又は第 5 章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第 27 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事の解任は、第 21 条第 2 項による。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(名誉役員)

第 29 条 本協会に、次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 顧問若干名
- 2 名誉会長は、理事会の推薦により総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉役員は、本協会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 5 名誉役員の任期は、役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第 30 条 役員及び名誉役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員及び名誉役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに開催した理事会の議長は、招集した副会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議事については、議事録を作成し当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに開催した理事会の議事録への記名押印は当該理事会に出席した理事及び監事が行うものとする。

(理事会の決議の省略)

第37条 前条の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に参加できる理事全員が書面により同意の意思表示をした時であって、当該提案について監事の異議がないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 39 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 40 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 41 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本協会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会において承認を受けなければならない。

- 2 本協会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(事業年度)

第 44 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(余剰金の分配の禁止)

第 45 条 本協会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において第 21 条 2 項の決議を得なければ変更することができない。

- 2 本協会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 本協会は、一般法人法第 1 4 8 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において第 21 条 2 項の決議を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第48条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において第21条2項の決議により公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第49条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任（選定）する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、職員として事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 本協会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の本定款の規定は、平成 21 年 6 月 20 日より施行する。
- 2 改正後の本定款の規定は、平成 22 年 6 月 19 日より施行する。
- 3 改正後の本定款の規定は、平成 25 年 6 月 21 日より施行する。
- 4 改正後の本定款の規定は、平成 26 年 6 月 20 日より施行する。
- 5 改正後の本定款の規定は、令和元年 6 月 21 日より施行する。